



環境協力に係る日中韓三カ国共同行動計画（仮訳）

2015年-2019年

2015年4月

1. 概要

1.1 背景

1. 日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)は 1999 年に第一回が開催され、以降、三カ国による環境協力は顕著な発展を遂げた。TEMM は北東アジアにおけるハイレベルな地域協力の枠組みとして役割を果たしてきた。
2. 北東アジアは一つの環境共同体であるとの認識を共有しつつ、TEMM は十分な発展をし、三カ国間の協力の基盤を固めた。しかし、継続的かつ強固な協力が、適切な手段を用いて、さまざまな重点分野での共通した環境問題を解決していくために必要である。
3. 様々な環境協力活動の体系的で戦略的な運営のため、TEMM12 において、環境協力に係る日中韓三カ国共同行動計画 (以下「行動計画」) (2010-2014)を採択し、また、この計画は、2010 年の第 3 回日中韓サミットで承認された。

1.2 環境協力に係る日中韓三カ国共同行動計画 (2010-2014)の総括

1. 第一次行動計画(2010-2014)は次に示す 10 の重点分野を含んでいた。1.環境教育、環境意識及び公衆の参加、2.気候変動、3.生物多様性保全、4.黄砂、5.汚染管理、6.環境にやさしい社会／3R／循環型社会、7.電気電子機器廃棄物 (E-waste) の越境移動、8.化学物質の適正な管理、9.北東アジアの環境ガバナンス、10.環境産業及び環境技術、である。
2. 必要な財政的、技術的、人的資源の投入や、政府、研究機関、産業界、専門家などの様々な関係者の参加を含む、三カ国による共同の努力の結果、行動計画(2010-2014) の実施は、TEMM の下での協力の強化や、共通理解の深化と意識の拡大、そして最終的には地域の持続可能で環境に配慮した開発の促進に貢献した。
3. 成功裏に完了した第 1 次行動計画(2010-2014)の後継として、第 2 次行動計画(2015-2019) は 2014 年の TEMM16 において採択された 9 つの優先分野に基づき構築された。これら優先分野での協力は、様々なアプローチ、即ち政策対話、情報共有、研究指向型及び行動指向型のアプローチを用いて実施することになる。

2. ビジョン、目的及び優先分野

2.1 ビジョン

この共同行動計画のビジョンは、以下のとおり。

1. 地球規模、地域レベル、あるいは国家レベルの環境的な課題と機会及び、三か国の協力を通じてそれらの課題に取り組み、それら機会を利用することの必要性を認識
2. 生態文明、持続可能な発展、グリーン開発等が非常に重要であるという認識を共有し、TEMM がいかに持続可能な開発目標とポスト 2015 年開発アジェンダの実行に貢献するかを考慮
3. 三か国の経済社会発展の施策において環境保護を主流化させるための努力の実施
4. 2012 年の第 5 回日中韓サミットにおいて、共同声明として提案された三か国間の包括的協力関係の公約を踏まえた三か国の環境協力の必要性を強調
5. 北東アジアの環境改善と持続可能な発展に貢献する三か国の環境協力を更に強化する重要性について認識
6. 三か国による環境協力は、北東アジアの環境問題に対処し、さらに広範囲な地域レベル及び地球規模の協力枠組みを補完し、それらの枠組みの相乗効果を高め、さらなる発展を促すための鍵となる、という考え方を共有
7. 相互尊重、公平性、共通利益、開放性及び透明性を基礎として、戦略的観点から三か国環境協力に取り組むことを強調

2.2 目的

1. 本行動計画の目的は、2015年から2019年におけるビジョンにて述べられた問題と課題に共同で対処するため、三カ国の環境協力の活動を示すことである。行動計画は三カ国により5年毎に作成される。

2.3 優先分野

1. 本行動計画は2015年から2019年において TEMM16 にて採択された次の9つの優先分野を重点的に扱う。
 - (1) 大気環境改善
 - (2) 生物多様性
 - (3) 化学物質管理と環境に係る緊急時対応
 - (4) 資源循環利用/3R/電気電子機器廃棄物（E-waste）の越境移動
 - (5) 気候変動対応
 - (6) 水及び海洋環境の保全
 - (7) 環境教育、人々の意識向上及び企業の社会的責任（CSR）
 - (8) 地方環境管理
 - (9) グリーン経済への移行
2. ここで述べてきた9つの優先分野の行動計画の活動は、3で述べるとともに、付属文書に詳細を記す。

3. 行動計画

3.1 大気環境改善

A. 大気汚染

- ◇ 大気汚染に関する三カ国政策対話
- ◇ ワーキンググループ I (対策に関する科学的な研究)
- ◇ ワーキンググループ II (大気モニタリング技術及び予測手法)

B. 黄砂

- ◇ 黄砂局長会合
- ◇ 黄砂運営委員会
- ◇ 黄砂共同研究ワーキンググループ I/II 及び関連会合
- ◇ ワーキンググループ I と II の間の三カ国合同ワークショップ

3.2 生物多様性

A. 生物多様性の保全

- ◇ 日中韓生物多様性政策対話
- ◇ AP-BON、ESABII 及び Bio-Bridge イニシアティブの取組に関する三カ国協力
- ◇ 情報交換、優良事例、及び、経験交換

B. 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分 (ABS)

- ◇ 名古屋議定書の実施準備のための情報共有

3.3 化学物質管理と環境に係る緊急時対応

A. 化学物質管理

- ◇ 化学物質管理に関する政策ダイアログ
- ◇ 化学物質管理に関する三カ国専門家セミナー

B. 環境に係る緊急時対応

- ◇ 環境災害（事故）のリスク評価に関する三カ国共同研究

3.4 資源循環利用/3R/電気電子機器廃棄物(E-waste)の越境移動

A. 資源循環利用/3R

- ◇ 3R 及び電気電子機器廃棄物の越境移動に関する三カ国セミナー

B. 電気電子機器廃棄物の越境移動

- ◇ 電気電子機器廃棄物の越境移動に関する三カ国の情報共有
- ◇ 三カ国間の電気電子機器廃棄物の越境移動のフローに関する情報共有

3.5 気候変動対応

- ◇ 気候変動緩和技術の研究やデモンストレーションに関する経験の交換
- ◇ 共制御技術に関する情報共有
- ◇ 気候変動適応の経験の交換
- ◇ 低炭素で環境にやさしい都市づくりに関する研究

3.6 水及び海洋環境の保全

A. 水環境

- ◇ 水環境管理に関する三カ国の情報共有
- ◇ 地下水技術の協力

B. 海洋環境

- ◇ 海洋ごみに関する三カ国ワークショップ
- ◇ NOWPAP の枠組み下での協力

3.7 環境教育、人々の意識向上及び企業の社会的責任（CSR）

A. 環境教育、人々の意識向上

- ◇ 日中韓環境教育ネットワーク（TEEN）
- ◇ ユースフォーラム
- ◇ 職員環境研修
- ◇ 一般の人々の意識向上プロジェクト

B. 企業の社会的責任

- ◇ ビジネスセクターのための三カ国環境 CSR ネットワーク

3.8 地方環境管理

A. 地方環境管理

- ◇ 三カ国地方環境政策対話

3.9 グリーン経済への移行

A. グリーン経済

- ◇ グリーン開発・グリーン経済に関する情報交換
- ◇ 三カ国グリーン経済・低炭素社会に関する共同研究

B. 環境・グリーン産業

- ◇ 三カ国環境ビジネス円卓会議
- ◇ 三カ国汚染防止・抑制技術に関する情報交換
- ◇ 環境・グリーン産業に係る評価、認定及び検証に関する情報交換

C. グリーン・サプライチェーン

- ◇ 地域のグリーン・サプライチェーンに関する協力

4. 実施の枠組み

4.1 管理の仕組

1. TEMM は本行動計画の全般的な進捗と達成状況を監督し、指導をする。
2. 局長級会合は活動の進捗と達成状況を確認し、TEMM による考察と決定のために TEMM に報告する。
3. 中国環境保護部、日本国環境省及び大韓民国環境部における TEMM の協力に責任を負う部署のメンバーによる実務者レベルの会議は、進捗と将来の行動を議論し、問題を解決し、三カ国の実施機関の間の協力に関する定期的な意思疎通を維持する。

4.2 実施機関

1. 本行動計画は、中国環境保護部、日本国環境省及び大韓民国環境部及び／又はそれらに指名された実行組織によって、各国の固有事情を考慮して、共同して実施される。

4.3 見直しと更新

1. 本行動計画は、将来の協力の進展に従い、必要に応じて見直され、更新される。
2. 本資料は、TEMM のウェブサイトで公開することができる。

4.4 資源

1. 本行動計画の実行に必要な資源は三カ国が各国の固有事情を考慮し、共同で負担する。

(Signing Page)

陳 吉寧
中華人民共和國環境保護部長

望月 義夫
日本國環境大臣

尹成奎
大韓民國環境部長官